

やまなし教育大綱(素案)について

○教育大綱策定のイメージ

○対象期間

平成27年度～30年度
(4年間)



○やまなし教育大綱(素案)と新やまなしの教育振興プランの対応

やまなし教育大綱(素案)		新やまなしの教育振興プラン	
方針1	(仮称) 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	基本方針1	世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します【社会を生き抜く力】
方針2	(仮称) 確かな学力と自立する力及び豊かな心と自己実現を図る力の育成	基本方針2	確かな学力と自立する力を育成します【知】
方針3	(仮称) 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	基本方針3	豊かな心と自己実現を図る力を育成します【徳】
方針4	(仮称) 質の高い教育環境づくりの推進	基本方針4	健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」を創出します【体】
		基本方針5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます【特別支援教育の充実】
		基本方針6	子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます【教育環境づくり】
		基本方針7	すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します【質の高い教育】
方針5	(仮称) 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	基本方針8	家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます【家庭・地域・学校の連携】
方針6	(仮称) 県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興	基本方針9	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます【生涯学習環境づくり】
方針7	(仮称) 山梨の産業を担う人材の育成	基本方針10	県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます【文化芸術の振興】
方針8	(仮称) 地域を担う人材の育成	山梨県総合計画 総合教育会議における協議	

やまなし教育大綱について(参考)

1 法律上の位置づけ

	大綱	地方教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1条の3第1項)	教育基本法(第17条第2項)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
定義等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な方針 ※努力義務

2 大綱に関する文部科学省の考え方(H26.7.17 文部科学省局長通知)

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- (3) 大綱が対象とする期間は、国の教育振興基本計画の期間が5年であること、知事の任期が4年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している。

3 本県の教育振興基本計画の策定状況

新やまなしの教育振興プラン(H26～30年度)

4 本県の総合計画の状況

今後、山梨県総合計画(素案)を9月議会に報告。パブリックコメントを踏まえ、12月議会での議決を経て、総合計画推進本部(12月末に開催予定)で決定。